

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院における 服薬指導管理システム導入及び保守業務委託企画提案に係る質疑応答

質 問	回 答
1 【業務仕様書「2 本業務の範囲 (3) 現行システムからのデータ移行」】 現行システムからのデータ移行について、薬歴は、電子カルテから過去分データの送信を受けられる場合はその方法で取り込みを行い、連携が難しい場合は事前接続のうえ過去2～3か月分程度を蓄積して移行する方法を想定しております。 指導記録等については、システム間でのデータ取り込みができず、手作業による再入力も現実的ではないことから、新システムへの移行は行わず、過去分については電子カルテを参照いただく運用を想定しております（他施設への導入実績においても同様の方法をとっております）。 上記の対応方針で差し支えないか、ご教示ください。	1 薬歴については、電子カルテから取得可能な範囲でのデータ移行を想定しておりますので、ご提示いただいた方法を含め、対応可能な方法をご提案ください。 また、指導記録等について、当院では現在、服薬指導の依頼は電子カルテ上の服薬指導オーダーにより行い、実際の指導記録は電子カルテ上のテンプレートをを用いて記録しております。 これらのデータについて、新システムへの完全な移行が困難であることは理解しておりますので、対応可能な範囲での移行で差し支えありません。 移行が困難なデータについては、対象となるデータ及び移行が困難な理由を明示してください。 なお、新システムへ移行しない過去データについて、電子カルテ上で継続して参照する運用とすることは差し支えありません。
2 【業務仕様書「2 本業務の範囲 (4) 服薬指導管理保守業務の概要」②③】 今回調達を予定しているハードウェア（サーバー等）の保守については、当社ではなく、販売元メーカーの保守サービスにて対応する予定です。 当該保守サービスでは、オプションを追加することでメーカー保守員による定期保守点検を年1回実施するコースへの変更が可能であり、また、障害発生時の保守員到着については2時間以内であれば保証可能とのことでした。 つきましては、上記の保守内容（定期点検：年1回、障害発生時の到着：2時間以内）で差し支えないか、ご教示ください。	2 ②の定期点検については、製造元の定める点検内容に基づき、年1回以上の定期点検が実施されるのであれば、要求を満たすものとします。 ③の障害発生時の対応については、業務仕様書「2 本業務の範囲 (4)③」の「30分程度」を「2時間以内」に改めます。なお、本件は仕様書の変更となるため、別途、仕様書の訂正として参加予定者全者に通知します。 そのうえで、障害発生時に可能な限り迅速な対応が行えるよう、リモートによる障害切り分け及び一次対応を含め、受付から復旧までの対応フロー及び標準的な対応時間を企画提案書に具体的に記載してください。
3 【要求仕様書兼回答書 項番1.2.7】 「特定の患者個人を個別に「お気に入り」として直接リスト登録する機能」という機能名ではありませんが、特定の「患者ID」や「氏名」を指定した個人用の検索条件を保存して即座	3 患者IDや氏名を指定した検索条件を保存・再利用する機能のみでは、本要件を満たすものとはみなしません。ただし、複数の任意患者を実質的に一覧管理でき、一覧から対象患者を選択して患者画面を展開できるな

質 問		回 答	
	に呼び出すことは可能です。 上記の対応でもよろしいでしょうか。		ど、「お気に入りリスト」と同等の操作性を実現できる場合は、運用により本要件を満たすものとします。具体的な操作方法を企画提案書等に明記してください。
4	【要求仕様書兼回答書 項番1.2.9】 「共通患者メモ機能」は標準搭載しておりますが、「患者メモ情報の更新時に過去の書き換え前のテキストを世代管理して更新履歴として遡る機能」は備えておりません。 後半部分の「またメモの更新履歴が確認できること。」を削除していただけますでしょうか。	4	本項目は「望ましい」要件として設定しているため、要求仕様書からの削除は行いません。 メモの更新履歴を確認する機能を有していない場合は、その旨を回答書及び企画提案書に明記してください。
5	【要求仕様書兼回答書 項番1.3.9】 本システム内における、個別のユーザー（薬剤師・薬学生等）アカウントの追加登録、更新、無効化設定、及びログインパスワード管理機能は、管理者メニューより手動で容易に行えます。 ただし、電子カルテシステム側の職員マスタの変更（退職等の無効化処理を含む）と本システムのアカウント情報を完全に自動連動・プロビジョニングする機能は標準仕様に含まれておりません。 手動での対応でもよろしいでしょうか。	5	電子カルテシステムの利用者情報との自動連携機能がないことについては承知しました。利用者アカウントの登録・更新・無効化については、運用上、手動での対応でも差し支えありません。運用により満たすことが可能と判断します。 ただし、電子カルテシステムの利用者情報との紐付け方法やシングルサインオンの可否、本システム利用時に電子カルテとは別にログイン操作が必要となるかについては、実際の運用に影響する事項となります。 そのため、想定される認証方法、利用者情報の紐付け方法、ログイン時の操作手順等について、具体的な運用案をご提示ください。
6	【要求仕様書兼回答書 項番1.4.2】 「経過措置期限切れ医薬品データを一定期間で自動的に物理削除する機能」は標準機能にはありませんが、経過措置期限を過ぎた医薬品を除外した検索が可能です。 一定期間での削除は行わず、この機能にて代替させていただければと考えますが、よろしいでしょうか。	6	検索対象から除外する機能は、本項目に記載する「データを削除する」機能とは異なるため、当該機能による代替をもって本要件を満たすものとはみなしません。ただし、本項目は「望ましい」要件であるため、当該機能を有していない場合であっても提案を妨げるものではありません。対応状況を明記してください。
7	【要求仕様書兼回答書 項番1.4.5】 薬剤情報提供書（薬情）に印刷する効能・効果、副作用、注意事項等のコメント内容の登録・編集機能、及び印刷する指導文の選択機能は標準で備えております。 しかしながら、コメント自体を細かくコード分類し、「患者情報（年齢・性別）の条件と連動して特定の指導文（妊産婦注意事項等）を自動的に自動抽出・印字制御する機能」は標準仕様に含まれておりません。 本項目自体の削除を希望します。	7	本項目は、患者向け薬剤情報の文章作成・入力を支援できる機能を求めるものです。必ずしも患者情報と連動した完全な自動抽出・自動印字制御を必須とするものではありませんが、指導文の選択や候補表示、条件に応じた入力支援など、文章作成を支援できる機能を有している場合は、その具体的な内容を備考欄に記載してください。 以上のことから、本項目は削除しません。

質 問		回 答	
8	【要求仕様書兼回答書 項番1.4.13】 ①メーカーから「参考持参薬マスター」を毎月提供することで実現可能と考えますが、よろしいでしょうか。 ②「また電子カルテの各端末から検索ができること。」は、DI検索ができるという意味合いと捉えさせていただきました。その理解でよろしいければ実現可能です。よろしいでしょうか。	8	①「参考持参薬マスター」の提供により、電子カルテ側において医薬品の標準データとして利用でき、病院全体で医薬品情報の一元化・共有化が可能となるのであれば、本要件を満たすものとします。 ②ご認識のとおり、電子カルテの各端末から医薬品情報(DI情報等)を検索・参照できることを想定しています。 なお、本要件への対応にあたり、カスタマイズ、追加設定、別途費用等が必要となる場合は、その内容を備考欄に記載してください。
9	【要求仕様書兼回答書 項番1.4.15】 外観変更前やデザイン変更前の「旧画像(過去の薬品画像データ)」を世代管理して保持する機能を標準で満たしております。また、錠剤・カプセル類の薬品画像として、高精細な「バラ(裸錠)画像」及び「1錠分ヒート(包装)画像」の2種類を標準で保持しております。 ただし、シート全体を写した「ヒート全体(1シート分)画像」についてはデータベースに収載していないため、1錠ヒート画像を用いた代替表示運用となります。 よろしいでしょうか。	9	問題ございません。 バラ画像および1錠分のヒート画像を保持し、過去画像についても世代管理されていることから、標準仕様にて本要件を満たすものと認識します。
10	【要求仕様書兼回答書 項番1.5.21】 病棟や診療科、担当薬剤師、期間の各条件や、「指導予定患者」「本日算定可能患者」「未指導(未実施)患者」などの指導進捗状況による対象患者の絞り込み一覧表示機能は標準で有しております。 ただし、ご指定の「未介入」「介入中」といった文言をそのままステータス項目として一元管理・区分する機能は標準仕様に含まれておらず、ご要望に合わせる場合は個別カスタマイズ又は画面レイアウト等の個別調整を要します。 標準搭載している上記の絞り込み一覧表示機能で代替してよろしいでしょうか。	10	本項目に記載する「未介入」「介入予定」「介入中」「指導済」「算定済」については、必ずしも同一の名称をステータスとして使用することを求めるものではありません。提案システムにおいて、介入前から指導・算定までの対応状況を実質的に確認・管理でき、病棟、診療科、担当薬剤師、期間等の条件により絞り込むことができるのであれば、本要件を満たすものとします。なお、実際に絞り込み条件として指定可能な項目については、備考欄に具体的に記載してください。
11	【要求仕様書兼回答書 項番1.5.24及び項番1.5.26】 項番1.5.24と項番1.5.26は、項目の記載内容が完全に同一となっております。 これは仕様書作成の際の重複記載であり、項番1.5.26については項番1.5.24と同一の	11	ご指摘のとおり、項番1.5.24及び項番1.5.26は重複記載です。項番1.5.26については、項番1.5.24と同一の要件として取り扱います。両項目について同一の回答としていただいて構いませんが、審査においては項番1.5.24の回答をもって採点を行い、項番

質 問		回 答	
	要件として扱ってよい(回答内容も同一で差し支えない)という理解でよい、ご教示ください。 また、重複ではなく項番1.5.26として別途意図されている要件がある場合には、その内容についてもあわせてご教示ください。		1.5.26は採点の対象としません。
12	【要求仕様書兼回答書 項番1.5.25】 電子カルテや医事会計システムに向けて算定データを出力する機能は標準で有しておりますが、出力した算定データが上位システム側で正常に処理されたかどうかの「最終的な連携状況や算定処理結果」を本システム側でオンライン受信して画面上で双方向に確認・一元管理する機能は標準仕様には含まれておりません。 本項目自体の削除を希望します。	12	本項目については、本システムで登録した算定情報が電子カルテシステム又は医事会計システムへ送信済みであることなど、連携状況を確認できることを想定しております。 上位システム側での最終的な算定処理結果について、本システム側で受信し、確認できることまでは求めておりません。 実際の算定状況については、電子カルテシステム又は医事会計システム側で確認する運用を想定しております。 したがって、本システム側で算定情報の送信状況を確認できるのであれば、ご提示いただいた対応で差し支えありません。
13	【要求仕様書兼回答書 項番1.6.1】 病棟業務日誌、薬剤管理指導統計、持参薬服用薬価統計など、各個別統計機能からそれぞれのデータを個別にCSV形式で出力する機能は標準で備えております。 この標準機能にて代替させていただいてもよろしいでしょうか。	13	標準機能で対応可能な抽出内容について、備考欄に具体的に記載してください。 特に、患者情報、入院情報、処方情報、注射情報、検査情報、持参薬情報、服薬指導記録、算定情報等について、標準機能で出力可能な項目と出力できない項目が分かるように記載してください。 また、出力可能なデータについては、利用する機能、指定可能な抽出条件、出力単位等についても併せて記載してください。 その内容を踏まえ、標準機能の組み合わせや運用により本要件を満たす場合は「C」、カスタマイズを要する場合は「D」として回答してください。
14	【要求仕様書兼回答書 項番1.6.2】 全データを一括横断抽出する機能は標準仕様には含まれておりません。 なお、個別の統計帳票機能(病棟業務日誌統計、薬剤管理指導統計、持参薬統計等)におきましては、期間指定、病棟、診療科、担当薬剤師等の各種管理項目を条件として対象データを絞り込み、画面表示・印刷・CSV出力を行う機能を標準で満たしております。 上記の現・標準仕様でもよろしいでしょうか。	14	本項目では、すべてのデータを横断的に一括して絞り込む機能までは求めておりません。 各統計・データ出力機能において、抽出対象期間、病棟、診療科、担当薬剤師その他当該機能で管理する項目を条件として対象データを絞り込み、CSV形式等で出力できるのであれば、本要件を満たすものとします。 したがって、ご提示いただいた標準機能での対応で差し支えありません。
15	【要求仕様書兼回答書 項番1.7.1】	15	既存の主電源、壁面ブレーカー、院内ネット

質 問		回 答	
	サーバーやシステム機器の稼働に必要な「一次側設備(主電源、壁面ブレーカー等)」については病院側の構築範囲となります。 それ以外の「二次側以降(ブレーカー以降の配線、コンセントタップの敷設、端末周辺やサーバー室内のLAN配線・ハブ等の敷設工事)」については、受託者の費用負担にて実施いたします。 よろしいでしょうか。		ワーク設備等については、原則として当院の既存設備を利用する想定です。ただし、本システムの導入に伴い新たに必要となる電源設備又はネットワーク設備の改修については、受託者の負担により実施してください。 具体的な施工範囲については、契約後、当院及び関係事業者と協議の上決定するものとします。
16	【要求仕様書兼回答書 項番2.1.10】 サーバーOS及びソフトウェアに対して、最新のセキュリティパッチ(ファームウェア・更新プログラムを含む)を適用できる体制を有します。 しかしながら、現状、全国的にサーバー装置自体の供給数が極端に少なく、注文から長期の順番待ちとなる状況が生じております。 場合によっては納入期限である令和9年3月31日を超過してしまう可能性が高まっておりますので、この状況をご考慮いただき、今後の対応・納品の方法・納品時期を含め詳細にご相談させていただきたいと考えております。 これに加えて、現状ではサーバーの発注ができないことから正確な見積金額が算出できない状況です。そのため、本件における提出見積につきましても「仮見積書」とさせていただき公算が高いことをご了承いただきたく存じます。正確な見積金額が判明次第、正式な見積書を改めて提出させていただきたいと考えておりますが、その提出時期がかなり後になる可能性についてもご考慮いただければと思います。よろしいでしょうか。	16	本項目については、要求仕様書に記載のとおり、サーバOS及びソフトウェアに対して最新のセキュリティパッチ等を適用できる体制を確保してください。 サーバ機器の納入時期及び見積金額については、本項目とは別の事項となりますので、以下のとおり回答します。 (1) 納入時期について 本調達は、仕様書等に示す期限内に本システムを稼働させることを原則としますので、期限内に履行可能な構成及び方法をご提案ください。 ただし、契約締結後、受注者の責によらない事由によりサーバの納期遅延が生じ、契約期間内の履行が困難となった場合には、その時点における遅延理由、影響範囲、納入見込み及び代替対応の可否等を確認したうえで、システム稼働予定日又は契約期間について協議に応じます。現時点において、延期又は延長をあらかじめ認めるものではありません。 なお、提案時点で納期遅延の懸念がある場合は、その理由、現時点の納入見込み、代替機の使用その他の代替対応案を企画提案書に明記してください。 (2) 見積書について 提出される見積書の名称が「仮見積書」であるか否かにかかわらず、企画提案書とともに提出された金額をもって価格評価を行います。 また、当該金額は契約金額の上限として取り扱い、機器価格の変動等を理由とする提出後の増額は認めません。 したがって、価格変動リスクを見込んだうえで、確定額としてご提出ください。
17	【要求仕様書兼回答書 項番2.1.13】	17	本項目では、電子カルテシステム、薬剤部門

質 問		回 答	
	電子カルテ、薬剤部門システム、その他機器の更新・入替え時における、本システム側での「軽微な通信接続設定の変更」「稼働確認・再疎通テストの実施」などの導入・保守サポート役務については随時対応可能な体制を有しております。 ただし、他システム側の機器変更により連携するデータ電文仕様(IFフォーマット)そのものに変更が生じ、本システム側において「連携用プログラムの追加開発(新規連携カスタマイズプログラムの作成・改修)」が必要となる場合については、保守契約の範囲外(別途有償カスタマイズ見積り)での対応となる条件付き適合となります。 よろしいでしょうか。		システムその他の関連システムの更新、機器入替え、バージョンアップ等が行われた場合に、必要に応じて連携インタフェースの改修、設定変更、動作確認等に対応し、本システムを継続して利用できる体制を有することを求めています。 したがって、周辺システムの変更等を理由として本システムとの連携が継続できなくなることがないよう、必要な改修等に柔軟に対応できる体制をご提案ください。 なお、通常想定される周辺システムの更新等を超える大規模な仕様変更、新たな連携先の追加その他本調達時に想定していない変更については、その内容に応じて別途協議するものとします。
18	【その他(サーバー設置環境について)】 今回調達を予定しているサーバーについては、ラック型サーバーの調達を予定しておりますが、差し支えないでしょうか。 また、設置にあたりましては、ラックスペースについてUPS及びHDD(バックアップ用等)の分も含め、合計5Uを確保いただきたく存じますが、問題ないか、あわせてご教示ください。	18	ラック型サーバーでの導入については差し支えありません。 また、サーバー、UPS及びバックアップ用HDD等を含め、合計5Uのラックスペースを使用する構成についても差し支えありません。 なお、実際の設置位置、電源、ネットワーク接続等の詳細については、導入時に当院及び関係事業者と協議のうえ決定するものとします。
19	【その他(契約期間について)】 サーバーについては、現在、世界的な部品不足の影響により、大幅な納品遅延が発生しております。 現時点で発注手続きを進めれば令和9(2027)年3月31日までの納品には間に合う見込みではございますが、今後さらなる遅延が発生する可能性も少なからずございます。 つきましては、万一納期に遅延が生じた場合、システム稼働予定日の延期や契約期間(システム導入業務期間)の延長についてご相談させていただくことは可能でしょうか、ご教示ください。	19	本調達は、仕様書等に示す契約期間及びシステム稼働予定に基づき履行していただくことを原則とします。 ただし、契約締結後、受注者の責によらない事由によりサーバの納期遅延が生じ、契約期間内の履行が困難となった場合には、その時点における遅延理由、影響範囲、納入見込み及び代替対応の可否等を確認したうえで、システム稼働予定日又は契約期間について協議に応じます。現時点において、延期又は延長をあらかじめ認めるものではありません。 なお、提案時点で納期遅延の懸念がある場合は、その理由、現時点の納入見込み、代替機の使用その他の代替対応案を企画提案書に明記してください。